

与論町告示 第 22 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

与論町長 田畑 克夫



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を策定した地域
茶花地区（茶花集落、立長集落）
与論地区（城集落、朝戸集落、西区集落、東区集落）
那間地区（古里集落、那間集落、叶集落）